4　募集株式と引換えにする金銭の払込期間
更生計画認可決定確定日から２か月以内
ただし、合理的理由がある場合には、管財人は、裁判所の許可を得て、当該払込期間を延長することができる。
5　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金　5000万円
増加する資本準備金　０円
6　募集株式の割当て
募集株式の全部をＰＧＰ社に割り当てる。
第２節　剰余金の配当の制限
会社更生手続中は、株主に対する剰余金の配当は行わない。
第３節　株式の譲渡
株主総会は、会社法136条又は同137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。
第８章　弁済資金の調達方法等（省略）
第９章　定款の変更
更生会社の定款を別表14「定款」に記載のとおりに変更する。
第10章　役員の選任等
第１節　役員の退任
更生会社の従前の取締役及び監査役は、更生計画認可決定日にすべて退任する。
第２節　役員の選任等
第１　取締役の選任
次の者を取締役に選任する。
田中耕太郎　東京都葛飾区白鳥一丁目６番20―304号
（ＰＧＭホールディングス株式会社及びＰＧＰ社代表取締役）
第２　代表取締役の選定
次の取締役を代表取締役に選定する。
田中耕太郎（同上）
第３　任期
第１の定めにより選任された取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第４　役員の変更、補充又は増員
第３に定める任期内に、役員を変更、補充または増員する必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任または選定する。ただし、本更生手続が終結した場合にはこの限りではない。
前記の定めにより変更、補充または増員された役員の任期は、他の役員の在任期間と同一とする。
第５　新役員の報酬
新役員の報酬は、更生計画認可決定後、会社更生法72条４項前段の規定による裁判所の決定に基づき新役員がその権限を回復している期間に限り、同法66条２項の規定により、管財人が裁判所の許可を得てこれを定める。
第11章　争いの落着しない権利に関する措置（省略）
第12章　その他の必要的記載事項について（省略）
別表１ないし14（省略）
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２８年（再イ）第１号
熊本県玉名市岱明町古閑606番地63
再生債務者　松ヶ野　寿
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月７日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（再イ）第７号
新潟県新発田市御幸町２丁目８番５号
再生債務者　木龍龍之介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月７日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（再イ）第１４０号
千葉県千葉市中央区中央港１丁目26番28―707号
再生債務者　鋤柄秀太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第５３１号
東京都港区海岸３―９―40―408
再生債務者　杉本　将規
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第５３７号
埼玉県さいたま市浦和区高砂３―８―14―201
再生債務者　吉武　和宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第２１号
長野県上田市上田1467番地６　マンショントーレＡ202号
再生債務者　柳沢　和夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月６日　長野地方裁判所上田支部

平成２８年（再イ）第４１号
大津市美空町２番14―301号
再生債務者　長瀬　宮一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月６日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再イ）第８９号
北九州市八幡東区西本町４―２―８エース八幡1101号室
再生債務者　田口　孝宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再イ）第３号
北海道虻田郡倶知安町南４条西２丁目２番地166　倶知安南４条社宅102
再生債務者　更科　　烈
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月３日　札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（再イ）第２号
北海道天塩郡豊富町字豊富西三条８丁目　はまなす団地Ｇ棟48号
再生債務者　近藤　憲明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月３日　旭川地方裁判所稚内支部